

男女共同参画地域共創促進事業実施要綱

(目的)

第1条 誰もが個性と能力を発揮できるジェンダー平等社会の実現を目指すとともに、地域における県民の主体的な取組を促進するため、男女共同参画の推進をはじめとした地域課題の解決に向けて活動している、又は今後取り組もうとする団体及び個人（以下「団体等」という。）の活動を支援し、団体等相互の連携及び交流の促進を図ることにより、地域力の向上と持続可能な地域づくり等に寄与することを目的として、男女共同参画地域共創促進事業（愛称「パルティ つながるプロジェクト」）を実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 団体等の相互交流、意見交換や情報交換、連携促進等に資する交流会等の開催
- (2) 団体等による各種活動の活性化や活動に係るスキルアップに資するセミナー等の開催
- (3) 地域で女性が主体的に活動する団体の育成及び支援
- (4) 団体等に対する男女共同参画及び女性活躍に関連する各種情報の提供
- (5) 広く県民等に対する団体等の取組に係る情報の発信
- (6) その他、目的の達成に必要な事業

(事業の実施主体)

第3条 事業の実施主体は、とちぎ男女共同参画センター（以下「センター」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる者に委託することができる。

(事業の対象)

第4条 事業の対象は、本事業の目的に賛同し、参加登録した団体等（以下「登録者」という。）とする。

(登録)

第5条 登録者は、男女共同参画の推進をはじめとする地域の課題解決に向けて活動している、又は今後取り組もうとする団体等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体の場合は、栃木県内に活動拠点を有していること。
 - (2) 個人の場合は、栃木県内に在住している、又は栃木県内に通勤あるいは通学していること。
 - (3) 暴力団等反社会的勢力でないこと、又は反社会的勢力との関係がないこと。
- 2 本事業への参加登録を希望する者は、別表の項目の登録によりセンターに申込みを行うものとする。
- 3 登録者は、登録情報に変更があった場合は、変更内容をセンターに申し出るものとする。

(登録の削除)

第6条 センターは、以下の場合に登録者の登録を解除する。

- 1 登録者から申し出があったとき
- 2 登録団体が解散又は活動を停止したとき
- 3 登録者が次の各号のいずれかに該当したとき
 - (1) 本要綱の趣旨に反したとき
 - (2) 栃木県又は本事業の信用を著しく害したとき
 - (3) 本事業を特定の政党若しくは特定の宗教のための活動又は営利を目的に利用していることが判明したとき。

- (4) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反があることが判明したとき
- (5) 事業の実施にあたって重大な支障が生じると認められたとき

(その他)

第5条 本要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別表「登録項目」

団体	個人
団体名	氏名
メールアドレス	メールアドレス
団体所在地（活動拠点・主な活動場所）	電話番号（任意）
団体の構成人数	生年（任意）
代表者氏名	性別（任意）
連絡先	居住・勤務・通学している市町
団体活動状況・活動内容（予定を含む）	活動状況・活動内容（予定を含む）